

幼保連携型認定こども園

指導監査セルフチェックリスト

(令和3年度)

施設名							
監査日	令和		年		月		日
職・氏名	職名			氏名			
	職名			氏名			
	職名			氏名			

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑩)	...	1
職員体制	(設問①～⑬)	...	4
安全対策	(設問①～⑪)	...	7
保健衛生	(設問①～⑥)	...	9
教育・保育	(設問①～⑧)	...	11
食事の提供	(設問①～⑫)	...	13
職員処遇	(設問①～⑩)	...	16

【 根 拠 法 令 等 (略 称) 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	平成18年6月15日
認定こども園法施行規則	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則	平成26年7月2日
学校保健安全法	学校保健安全法	昭和33年4月10日
学校保健安全法施行規則	学校保健安全法施行規則	昭和33年6月13日
学校教育法	学校教育法	昭和22年3月31日
設備運営基準	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準	平成26年4月30日
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
指導監査通知	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく幼保連携型認定こども園に対する指導監査について	平成27年12月7日
設備運営基準運用通知	幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の運用上の取扱いについて	平成26年11月28日
外部搬入通知	幼保連携型認定こども園における食事の外部搬入等について	平成28年1月18日
プール事故防止通知	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成30年6月8日
事故報告通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	平成29年11月10日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	平成9年3月31日
大量調理施設衛生管理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日
教育・保育要領	幼保連携型認定こども園教育・保育要領	平成29年3月31日

○県条例等

略称	正式名称	公布等年月日
県条例	宮崎県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例	平成26年10月3日
認可条例施行通知	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について	平成26年11月19日
栄養管理条例	多数給食施設における栄養管理に関する条例	平成12年3月29日
栄養管理条例施行規則	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則	平成12年6月1日

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	①運営に関する規程(園則)を作成し、下記の事項を定めているか。 1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間 2 教育課程その他の教育及び保育の内容 3 保護者に対する子育ての支援の内容 4 利用定員及び職員組織 5 入園・退園・転園・休園及び卒園に関する事項 6 保育料その他の費用徴収に関する事項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			認定こども園法施行規則 第16条第1項 園則には、少なくとも、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 学年、学期、教育又は保育を行う日時数、教育又は保育を行わない日及び開園している時間に関する事項 2 教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項 3 保護者に対する子育ての支援の内容に関する事項 4 利用定員及び職員組織に関する事項 5 入園・退園・転園・休園及び卒園に関する事項 6 保育料その他の費用徴収に関する事項 7 その他施設の管理についての重要事項
	②建物又は敷地の見やすい場所に、幼保連携型認定こども園である旨を掲示しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			設備運営基準 第11条第1項 幼保連携型認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が幼保連携型認定こども園である旨を掲示しなければならない。
	③毎学年の教育週数は39週以上としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			設備運営基準 第9条第1項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 1 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下ってはならないこと。
	④教育に係る1日あたりの時間は4時間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			設備運営基準 第9条第1項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 2 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。
	⑤保育を必要とする園児の教育及び保育の時間は、1日あたり原則8時間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	設備運営基準 第9条第1項 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。 3 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。)は、1日につき8時間を原則とすること。

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【施設運営】	⑥1日の開園時間は、原則11時間としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		設備運営基準運用通知 4(1) 1日の開園時間は、保育所と同様、11時間とすることを原則とすること。
	⑦満3歳以上の園児の学級編制は、1学級原則35人以下としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		設備運営基準 第4条第1項 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編成するものとする。 第4条第2項 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。
	⑧苦情に適切に対応するために、窓口の設置等を行っているか。 (例:苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置等)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		設備運営基準 ※第13条準用 児童福祉施設設備運営基準 第14条の3第1項 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。
⑨園舎、保育室、園庭の面積は基準を満たしているか。 ※「認定こども園運用状況定期報告書」でも確認可。 ※以下の児童数は、直近の児童数について満年齢ごとに記入すること。「○歳児」ではなく「満○歳」	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		設備運営基準 第6条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。 2 園舎は、2階建以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建以上とすることができる。 3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所(以下この項及び次項において「保育室等」という。)は1階に設けるものとする。ただし、園舎が第13条第1項において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条第8号イ、ロ及びへに掲げる要件を満たすときは保育室等を2階に、前項ただし書の規定により園舎を3階建以上とする場合であって、第13条第1項において読み替えて準用する同令第32条第8号に掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。 4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳未満の園児の保育の用に供するものでなければならない。 5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。 6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。 一 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積	
【園舎】 次のア及びイの面積を合算した面積以上か。								
ア 満3歳以上の学級数に応じた下表の面積 ※いずれか該当する方。								
1学級	1学級 × 180	=	m ²					
2学級以上	学級 × 320 + 100 × (学級数 - 2)	=	m ²					
ただし、施行日前日において保育所であり、その後同一の場所に幼保連携型認定こども園を設置している場合は、下表の面積。								
満3歳以上の子	人 × 1.98m ²	=	m ²					
※直近の児童数について、満年齢で記入すること。								
							二 満3歳未満の園児数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積	

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																	
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																		
【施設運営】	イ 満3歳未満の児童数に応じた下表の面積の合計							設備運営基準 (園舎に備えるべき設備) 第7条 園舎には、次に掲げる設備(第2号に掲げる設備については、満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。)を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。 一 職員室 二 乳児室又はほふく室 三 保育室 四 遊戯室 五 保健室 六 調理室 七 便所 八 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備 2 保育室(満3歳以上の園児に係るものに限る。)の数は、学級数を下ってはならない。 6 次の各号に掲げる設備の面積は、当該各号に定める面積以上とする。 一 乳児室 1.65平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数を乗じて得た面積 二 ほふく室 3.3平方メートルに満2歳未満の園児のうちほふくするものの数を乗じて得た面積 三 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児数を乗じて得た面積 7 第1項に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。 一 放送聴取設備 二 映写設備 三 水遊び場 四 園児清浄用設備 五 図書室 六 会議室																	
	<table border="1"> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.65㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> <tr> <td>満2歳以上で満3歳未満の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>1.98㎡</td> <td>=</td> <td>㎡</td> </tr> </table> <p>※直近の児童数について、満年齢で記入すること。</p>	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	満2歳以上で満3歳未満の子	人	×	1.98㎡	=	㎡					
	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																			
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																			
	満2歳以上で満3歳未満の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																			
	【保育室】	※直近の児童数について、満年齢で記入すること。																							
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																		
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																		
	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																		
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																		
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																		
	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																		
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																		
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																		
	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																		
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																		
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																		
	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																		
	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																		
		満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																		
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																			

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																														
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																															
	<p>【園庭】</p> <p>次のア及びイの面積を合算した面積以上か。</p> <p>※直近の児童数について、満年齢で記入すること。</p> <p>ア 次の(ア)(イ)のいずれか大きい面積。</p> <p>(ア) 満3歳以上の学級数に応じた下表の面積</p> <table border="1"> <tr> <td>2学級以下</td> <td>学級</td> <td>×</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>学級</td> <td>×</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>(イ) 満3歳以上の園児数に応じた下表の面積</p> <table border="1"> <tr> <td>満3歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3m²</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>イ 満2歳以上で満3歳未満の子に応じた下表の面積。</p> <table border="1"> <tr> <td>満2歳以上で満3歳未満の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3m²</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> <p>※特例として、施行日前日において幼稚園で、同一の場所に幼保連携型認定こども園を設置した場合はア(ア)を適用する。</p> <p>※特例として、施行日前日において保育所で、同一の場所に幼保連携型認定こども園を設置した場合はア(イ)を適用する。</p> <p>⑩教育及び保育の状況その他の運営の状況について、自ら評価を行い、公表しているか。</p>	2学級以下	学級	×	330+30×(学級数-1)	=	m ²	3学級以上	学級	×	400+80×(学級数-3)	=	m ²	満3歳以上の子	人	×	3.3m ²	=	m ²	満2歳以上で満3歳未満の子	人	×	3.3m ²	=	m ²							<p>設備運営基準</p> <p>第6条第7項 園庭の面積は、次に掲げる面積を合算した面積以上とする。</p> <p>一 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>イ 次の表の上欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の下欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積(m²)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×(学級数-1)</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×(学級数-3)</td> </tr> </tbody> </table> <p>ロ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児数を乗じて得た面積</p> <p>ニ 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳未満の園児数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積(m ²)	2学級以下	330+30×(学級数-1)	3学級以上	400+80×(学級数-3)
2学級以下	学級	×	330+30×(学級数-1)	=	m ²																																	
3学級以上	学級	×	400+80×(学級数-3)	=	m ²																																	
満3歳以上の子	人	×	3.3m ²	=	m ²																																	
満2歳以上で満3歳未満の子	人	×	3.3m ²	=	m ²																																	
学級数	面積(m ²)																																					
2学級以下	330+30×(学級数-1)																																					
3学級以上	400+80×(学級数-3)																																					
【職員体制】	<p>①保育教諭は幼稚園教諭免許及び保育士の資格を有しているか。</p> <p>※認定こども園附則第5条の規定により保育教諭となっている者については、片方の資格保有者でも保育教諭となることができる。</p>							<p>認定こども園法施行規則</p> <p>第23条 幼保連携型認定こども園の設置者は、当該幼保連携型認定こども園における教育及び保育並びに子育て支援事業の状況その他運営の状況について、自ら評価を行い、その結果を公表するものとする。</p> <p>2 前項の評価を行うに当たっては、幼保連携型認定こども園の設置者は、その実情に応じ、適切な項目を設定して行うものとする。</p> <p>認定こども園法</p> <p>第15条第1項 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師は、幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者でなければならない。</p> <p>附則第5条第1項 施行日から起算して10年間は、認定こども園法第15条第1項にかかわらず、幼稚園の普通免許状を有する者又は児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師となることができる。</p>																														

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等																																								
		適	否	非該当	文書	口頭	助言																																									
【職員体制】	②保育教諭数は年齢別配置基準を満たしているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第5条第3項 幼保連携型認定こども園に置く教育及び保育に従事する職員の数は、それぞれ同表の下欄に定める員数以上とする。ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>満4歳以上の園児</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上の園児</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上の園児</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の園児</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人	満3歳以上の園児	おおむね20人につき1人	満1歳以上の園児	おおむね6人につき1人	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																																
	満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人																																														
	満3歳以上の園児	おおむね20人につき1人																																														
	満1歳以上の園児	おおむね6人につき1人																																														
	満1歳未満の園児	おおむね3人につき1人																																														
【児童数及び必要職員数】 ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>満0歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>3</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満1歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>6</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満2歳</td> <td>人</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>満3歳</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>20</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>満4歳以上</td> <td>人</td> <td>÷</td> <td>30</td> <td>=</td> <td>人</td> <td>※小数点第2位以下切り捨て</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>人</td> <td></td> <td>計</td> <td></td> <td>人</td> <td>※四捨五入</td> </tr> </table>	満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満2歳	人						満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	計	人		計		人	※四捨五入						
満0歳	人	÷	3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
満1歳	人	÷	6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
満2歳	人																																															
満3歳	人	÷	20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
満4歳以上	人	÷	30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																										
計	人		計		人	※四捨五入																																										
【現在の職員数】 <table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>常勤</td> <td>人</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> ⇒ 勤務時間(月)の合計 時間 ÷ 常勤職員の1ヶ月の勤務時間 時間 ⇒ 常勤換算 人 (B) <small>※小数点以下の端数処理はしない。</small>	常勤	人	(A)	非常勤	人								<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <tr> <td>計</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>(A) + (B)</td> <td></td> </tr> </table>	計	人	(A) + (B)																																
常勤	人	(A)																																														
非常勤	人																																															
計	人																																															
(A) + (B)																																																
③園長が専任でない場合、配置基準に1人を加えているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第5条第3項 表内備考4 園長が専任でない場合は、原則としてこの表に定める員数を1人増加するものとする。																																									
④各学級ごとに担当する専任の保育教諭を1人以上配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第5条第1項 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに担当する専任の保育教諭等を1人以上置かなければならない。																																									
⑤教育及び保育に直接従事する職員は、常時2人以上配置されているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 第5条第3項 (前略)ただし、常時2人を下ってはならない。																																									

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【職員体制】	⑥朝夕等保育する子どもが少数となる時間帯にみなし保育士(県知事が保育教諭と同等の知識・経験を有すると認める者)を配置している場合、1人に限っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>認定こども園における職員配置特例</p> <p>①朝夕等園児が少数となる時間帯等における職員配置特例 子どもの教育及び保育に直接従事する職員は2人を下回ってはならないとされているところ、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該認定こども園において保育する子どもが少数である時間帯に、職員1人に限り、保育教諭等に代え、県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる。</p> <p>②小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育教諭等に代えて置くことができる。</p> <p>③教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。 ※1日に8時間を超えて開所している場合、年齢別配置基準上必要となる職員を各時間帯において配置するためには、「<u>利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数</u>」に追加して職員を確保する必要がある ※「<u>利用定員に応じて置かなければならない職員の数</u>」とは、認定こども園の認可の基準として、利用定員数に対して年齢別配置基準により算定される職員の数</p> <p>④②及び③の特例を適用する場合の職員配置 ②及び③の特例が適用された職員を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までである。</p>
	⑦1日8時間を超えて開所していること等により、みなし保育士(県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者)を配置基準上の職員として算定している場合、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内としているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		
	⑧小学校教諭等免許状所持者又は県知事が保育教諭と同等の知識・経験を有すると認める者及び保健師又は看護師の配置は、必要な職員数の3分の1を超えていないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		
⑨乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師又は看護師・准看護師を保育士とみなしている場合、1人に限っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>設備運営基準運用通知</p> <p>記2(2) 乳児4人以上が利用する幼保連携型認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限って、一部改正法附則第5条に定める登録を受けた者(保育士)とみなすことができるものとし、(以下略)</p>	

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等						
		適	否	非該当	文書	口頭	助言							
【職員体制】	⑩保育を必要とする園児(2・3号)の利用定員に応じた調理員を配置しているか。 ※下表は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」(平成28年8月23日)別紙3に規定されている基準。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			設備運営基準 <small>第5条第4項 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。 ただし、第13条第1項で準用する基準第32条の2の規定により、調理業務の全部を委託する場合は、調理員を置かないことができる。</small> 県条例 <small>第20条第2項 幼保連携型認定こども園は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。</small> 設備運営基準 ※第13条準用 児童福祉施設設備運営基準 <small>第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</small> 設備運営基準 ※第13条準用 児童福祉施設設備運営基準 <small>第14条の2第1項 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</small>						
	<table border="1"> <tr> <td>利用定員40人以下の施設</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td>利用定員41人～150人以下の施設</td> <td>2人</td> </tr> <tr> <td>利用定員151人以上の施設</td> <td>3人(うち1人は非常勤)</td> </tr> </table>	利用定員40人以下の施設	1人	利用定員41人～150人以下の施設	2人	利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)							
	利用定員40人以下の施設	1人												
	利用定員41人～150人以下の施設	2人												
	利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)												
⑪職員の資質向上のため、研修の機会を確保しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
⑫園児に対し、差別、体罰、言葉の暴力等不適切な処遇はないか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
⑬職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないよう、また職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>										
【安全対策】	①学校安全計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			学校保健安全法 <small>第27条第1項 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</small>						
	②危険等発生時対処要領を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			学校保健安全法 <small>第29条第1項 学校においては、児童生徒の安全の確保を図るため、当該学校の実績に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領を作成するものとする。</small>						
	③要領に基づいた訓練を実施し、事故・加害行為・災害等に対処するために必要な措置を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			学校保健安全法 <small>第29条第2項 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。</small>						
	④避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			県条例 <small>第19条第2項 前項の訓練のうち、避難及び消火に関する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。</small>						

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【安全対策】	⑤消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設け、定期的に安全点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			<p>県条例</p> <p>第19条第1項 幼保連携型認定こども園は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。</p> <p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第4 1 (1) 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。</p>
	⑥園児が通常使用する施設及び設備の異常の有無について安全点検を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			<p>学校保健安全法施行規則</p> <p>第28条第1項 法第27条の安全点検は、他の法令に基づくもののほか、毎学期一回以上、児童生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない。</p> <p>同条第2項 学校においては、必要があるときは、臨時に、安全点検を行うものとする。</p>
	⑦園児に対し、通園を含む日常生活における安全に関する指導を行っているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			<p>学校保健安全法</p> <p>第27条第1項 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>
	⑧プール活動・水遊びを行う場合は、水の外で監視に専念する者とプール指導を行う者を分けて配置しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	○			<p>プール事故防止通知</p> <p>プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。</p>

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【安全対策】	⑨睡眠中、食事中など事故が発生しやすい場面における安全対策を講じているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第3 2 (2) 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、園児の主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。</p>
	⑩重大事故が発生した場合は、速やかに市町村を經由して県に報告しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>事故報告通知</p> <p>死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む)が発生した場合には速やかに自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと</p>
	⑪水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>避難確保計画作成通知</p> <p>今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。 避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。</p>
【保健衛生】	①学校保健計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>学校保健安全法</p> <p>第5条第1項 学校においては、児童生徒等及び職員の心身の健康の保持増進を図るため、児童生徒等及び職員の健康診断、環境衛生検査、児童生徒等に対する指導その他保健に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。</p>
	②環境衛生検査を実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>学校保健安全法施行規則</p> <p>第1条第1項 学校保健安全法第5条の環境衛生検査は、他の法令に基づくもののほか、毎学年定期に、法第6条に規定する学校環境衛生基準に基づき行わなければならない。</p>
	③園児の健康診断を毎年度2回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		○		<p>学校保健安全法</p> <p>第13条第1項 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等の健康診断を行わなければならない。</p>

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等						
		適	否	非該当	文書	口頭	助言							
【保健衛生】	④職員の健康診断を毎年度1回実施しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>学校保健安全法施行規則</p> <p>第5条第1項 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までにを行うものとする。</p> <p>認定こども園法施行規則 ※第27条準用</p> <p>第27条第1項</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>読み替えられる字句</th> <th>読み替える字句</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第5条第1項</td> <td>毎学年、6月30日までにを行うもの</td> <td>入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則</td> </tr> </tbody> </table> <p>学校保健安全法</p> <p>第15条第1項 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。</p>		読み替えられる字句	読み替える字句	第5条第1項	毎学年、6月30日までにを行うもの	入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則
		読み替えられる字句	読み替える字句											
	第5条第1項	毎学年、6月30日までにを行うもの	入園時及び毎年度2回行う（そのうち1回は6月30日までにを行うものとする。）ことを原則											
⑤園児の心身の状態に応じた教育・保育を行うため、園児の健康状態や発育及び発達の状態について把握しているか(定期的な身長・体重の測定など)。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第1 1 (1) 園児の心身の状態に応じた教育及び保育を行うために、園児の健康状態や発育及び発達の状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。</p>							
⑥救急用の薬品や応急処置用品を適切な管理のもとに常備しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p>							

事項	点検内容	点検結果			監査結果			根拠法令等
		適	否	非該当	文書	口頭	助言	
【保健衛生】								<p>教育・保育要領</p> <p>第3章 第13(4) 園児の疾病等の事態に備え、保健室の環境を整え、救急用の薬品、材料等を適切な管理の下に常備し、全ての職員が対応できるようにしておくこと。</p>
【教育・保育】	①教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第21(1) 各幼保連携型認定こども園においては、園児の心身の発達と幼保連携型認定こども園、家庭及び地域の実態に即応した適切な教育及び保育の内容並びに子育ての支援等に関する全体的な計画を作成するものとする。</p>
	②教育及び保育の指導計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第22(1) 幼保連携型認定こども園においては、乳幼児期にふさわしい生活が展開され、適切な指導が行われるよう、調和のとれた組織的、発展的な指導計画を作成し、園児の活動に沿った柔軟な指導を行わなければならない。</p>
	③満3歳未満の園児については、生育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別的な計画を作成しているか。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			○	<p>認定こども園法</p> <p>第10条第3項 幼保連携型認定こども園の設置者は、第1項の教育及び保育の内容に関する事項を遵守しなければならない。</p> <p>教育・保育要領</p> <p>第1章 第34(2)ア 満3歳未満の園児については、園児一人一人の生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。</p>

